

緊急時連絡に関する運用内規

制 定 平成26年1月18日

改 訂 令和 6年9月14日

(目 的)

第1条 この内規は、一般社団法人和歌山県臨床検査技師会(以下、当会)主催の事業を開催する際に緊急時、災害等による活動中止の判断と緊急連絡を定めることを目的とする。

(運 用)

第2条 当会主催の事業を開催する際の緊急時、災害等における活動中止の判断と連絡方法は下記のとおり運用する。

付 則

- 1 この内規は、理事会の議を経て変更する。
- 2 この内規は、令和6年9月14日から施行し、令和6年9月14日から適用する。

- ①中止判断 : 担当責任者講師と協議のうえ判断する
会長もしくは学術部長が担当者に中止勧告を行う
- ②報告 : 担当責任者から担当執行理事に報告
- ③承認 : 担当執行理事から会長に報告し承認を得る
- ④連絡 : 和臨技ホームページ(担当執行理事からホームページ担当理事に依頼)
和臨技メーリングリスト(担当執行理事が配信)
行事予定表への後日記載(担当執行理事から行事予定表担当理事に依頼)